

規制改革会議 重点事項推進委員会
雇用・就労分野 公開討論
議事概要

1. 日 時：平成 20 年 11 月 27 日（木） 18:30～19:55
2. 場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室
3. 項 目：「理容師及び美容師資格制度について」
4. 出席者：

【規制改革会議】

八田議長代理

【厚生労働省】

健康局 局長 上田博三氏

総務課長 岡部修氏

生活衛生課長 松岡正樹氏

【規制改革推進室】

吉田参事官、鈴木室参事、岩村企画官 他

5. 議事：

○八田議長代理 それでは、公開討論の開始に先立ちまして、記者の方々にお願いがございます。冒頭カメラ撮り可ということで御案内しておりますが、先般、元厚生事務次官等の殺傷事件が発生した関係で、厚生労働省の方の撮影及び画像の掲載や放映は遠慮いただきたいということで、よろしく願いいたします。なお、規制改革会議側については、このような制約はございません。

それでは、定刻になりましたので「規制改革会議 重点事項推進委員会」の公開討論を開会いたします。本日は御多忙の中をお越しくださしまして、どうもありがとうございました。

「理容師及び美容師資格制度について」厚生労働省の皆様にもお越しいただき、マスコミの方々に公開して意見交換させていただくことにしております。

厚生労働省の方々におかれましては、公務の御多忙のところ御足労いただき、誠にありがとうございました。会側の出席者は、私、議長代理の八田でございます。

早速でございますが、私から理容師及び理容師資格制度に関する当会議の考え方について、簡単に御説明申し上げます。

私どもの雇用・就労タスクフォースは、働く機会をなるべくつくるための規制改革を行うタスクフォースです。憲法 22 条の「何人も公共の福祉に反しない限り、職業選択の自由を有する」ということを実現したいということが私どもの一番の願いであります。

ということは、例えば衛生に関してのきちんとした措置がなされているというようなことというのは、だれでもが欲しい情報でありまして、公共の福祉の観点から、職業の選択の自由を制限して

いいものだと考えています。したがって、ここで美容師、理容師の資格制度によって職業選択の自由を制限することは、衛生という公共の福祉の目的を担保するために許されているのだと理解しております。

一方で、世の中のサービス需要の変化に対応した職業につきたいというときには、公共の福祉に反しない限り、できるだけ新しい自由を認めるということが憲法の趣旨であろうと考えております。

今回3つほど御質問を差し上げたのですが、それについて事前に回答書もいただいておりますので、それぞれの項目について、後で項目ごとに進めてまいりたいと思います。

申し訳ございませんが、記者の方々に、カメラをお持ちの方がいらっしゃいましたら、カメラ撮りはここまでとさせていただきたいと思っております。

皆様にお配りをした資料の配付資料1というのに3つほど質問が書いてございます。これについて、1つ大体5分程度で御説明いただいて、御回答を全部お読みいただくということではなくて、時間がともかく限られておりますので、一つひとつ議論をしてみたいと思っております。

まず最初は「(1) 不適切な施業を取り締る仕組みの改善について」という御質問で、私どもの趣旨は、不適切な施業の取締りを促進するために、理容師及び美容師がその氏名及び資格等を利用者等に明示する仕組みを導入するべきではないかというものでございます。

それでは、5分程度で御回答をお願いいたします。

○上田局長 実は全体を通じて、少し総論的なことを述べさせていただこうと思ったんですが、2～3分でよろしいですか。

○八田議長代理 それでは、最初にそれをお願いします。

○上田局長 それぞれの各論については、担当課長の方から詳しくまた御説明をさせていただくので。

もう御存じのように、理容業、美容業は個人経営が全体の9割を占めて、中小零細な営業者が多い現状でございます。ただ、国民生活に密接に関係した営業でございまして、かみそり、はさみなど、直接身体に触れるということから、常に衛生的で安全かつ質の高いサービスの提供が必要だと考えております。

これらの営業者も衛生水準の確保に努めることはもとより、高齢者や障害者に対する福祉理容サービスを行うなど、また成人式など伝統的なお祝い事、地域社会活動の一翼を担う存在として地域社会に根ざしていると考えております。

理容師制度及び美容師制度は、昭和22年の理容師法制定以来、理容業と美容業は別個の業として法的にも位置づけられ、発展を遂げてきたところでございます。この法の制定、改正の経緯からも、主として政府提案ではなくて、議員提案により立法府の御判断の下で数次の改正を重ね、現在の安定的な制度として定着をしてきたものと考えています。

今般、3つの点を御指摘いただきまして、1つが不適切な施業を取り締まる仕組みの改善、もう一つが理容所、美容所の重複届出、3番目が基本的なカット技術に特化した資格。これについての3つの御提案があったと考えておりますけれども、私ども、総論としては、制度の成り立ちやこれまでの経緯、現行法の趣旨、目的あるいは衛生水準の確保という観点から、御提案についてはさま

ざまな論点があると考えておりまして、考え方の説明をさせていただきたいと思ひます。ということで、具体的には生活衛生課長からお答えさせていただきたいと思ひます。

では、まず1点目の「不適切な施業を取り締る仕組みの改善について」、お答えをさせていただきます。

○松岡課長 生活衛生課長の松岡でございます。お手元の資料3の、既に提出してある資料について御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず1番目の「不適切な施業を取り締る仕組みの改善について」ということでございますけれども、無資格者による施術の取り締まりにつきましては、保健所による定期的な立入り検査の実施、違反が判明した場合の閉鎖命令等、あるいは無免許営業に対する罰則など、こういったものが整備されておりまして、制度の安定性が十分に担保されていると考えております。

また、営業者においても、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく組合活動を通じて法律の遵守に取り組まれておりまして、無資格による不適切な施業がはびこっているという実態にはないと考えております。こういう状況の中で、御提案のような無資格者の施業を取り締まるための新たな規制を設けるまでの状況にはないと考えております。

なお、御提案で理容師、美容師が、その氏名及び資格などを明示する仕組みを導入し、新たな規制を行う場合、その実効性を担保するというをすることは、義務づけと同時に制裁措置を設けることが必要でございます。更に、利用者の観点からは、顔写真付きなど有資格者であることが特定できる証明書が必要と考えられますけれども、当該身分を証明するには、資格を付与している国が責任を持って発行するといったことが必要でありまして、そのための人員の確保が必要となるなど、費用面からも問題が大きいと同時に、これは法的な位置づけが不可欠であろうと考えております。

また、医療関係などほかの業務独占資格制度といったものとのバランスについても考慮すべき問題がありまして、上にありますように、特段規制強化の理由がない中で、すべての営業者に対して御提案のような仕組みを導入する必要性・緊急性は乏しいと考えております。

更に御提案の仕組みというのは、基本的に2とか3に絡んでくる話だと思いますが、2、3にあります基本的なカット技術に特化した資格とか、理容所、美容所の重複届出の導入のために規制強化を図るといったことのために御提案されているのではないかとということで、懸念があるところでございます。

1につきましては、以上でございます。

○八田議長代理 どうもありがとうございました。

資格のラインを超えた施術というのは余り今は行われていない、きちんと検査が行なわれているんだというお話なんです、まず理容師さんができるが美容師さんができないということは、今どういう施術ですか。

○松岡課長 理容師は法律ではっきりございますけれども、理容というのは、頭髪の刈り込み、顔そりなどによって容姿を整えるといったことが法律の規定としてあるわけでございます。美容というのは、パーマメントウェーブや結髪、化粧などの方法により容姿を美しくするというでございまして、基本的にはこの線に沿って、それぞれ理容行為、美容行為をやっているとい

ったところでございます。

○八田議長代理 ひげをそるといふか、毛をそることは、美容師さんも女の人に対してはできるわけですね。

○松岡課長 美容師の方は、そるといっても基本的には顔そりというのは理容師が行うということになっておりまして、美容師は化粧などを行ったりするときに後処理をしたりとかといったときに付随的に行うといったことをやっているということでございます。

○八田議長代理 そうすると、カッティングについてはどうでしょうか。今パーマメントが役割だとおっしゃったんですが、美容師さんはカットだけを女性に対してやるということはできますでしょうか。

○松岡課長 カットというのは、基本的にパーマメントウェーブというのを美容師法に書いておるように基本として挙げているところがございますけれども、その中でパーマメントウェーブをするのと併せてカットといったことを行うということは、特定の美容の行為としてやっているところがございます。

○八田議長代理 美容師さんはカットだけでもいいんですね。女の方は美容院に行ってカットだけやる人はいっぱいいますね。

○松岡課長 美容院に行ってカットをやってくださいということで美容師さんがやるということは美容行為の中でやっているということでございます。

○八田議長代理 パーマメントをかけなくてもいいわけですね。カットだけでいいわけですね。

○松岡課長 美容室で美容師さんにそういうことでお客さんから求めがあるといった場合に、カットをやるということはその中でやっているということです。

○八田議長代理 男性が美容室に行ったときには、カットだけやっていただいてもいいんですか。

○松岡課長 男性のカットというのは、基本的には昭和 53 年に通知にそういうことで掲げさせていただいております。

○八田議長代理 昭和 53 年ですか。

○松岡課長 53 年です。美容行為等に付随するといったものはいいということではありますが、基本的にはあくまで付随的なものといった位置づけでございます。

○八田議長代理 参考資料別冊の 5 ページに、女性に対するカッティングは、コールドパーマメントウェーブ等の行為との関連の有無に関わらず行って差し支えない。しかし、それ以外のカッティングは行ってはならないと 53 年の通達で書いてあります。だから、女性に対してはパーマメントウェーブの関連の有無に関係なくカッティングをやっていいんだけど、それ以外はカッティングはしていけないと書いてあるから、男にはカッティングをしてはいけないのではないですか。

○松岡課長 基本的には、男性についてはカッティングだけをやるということは美容師法でやる業務としては適切なものではないだろうということです。

○八田議長代理 これは昭和 53 年の通達で禁止されていますね。だけれども、どこの美容院でも男性のカッティングだけやっていますね。やっていないところを見たことがないです。

○松岡課長 美容所で男性についてやられているというのは、美容所の美容行為の中でのサービス

を受けるといふことであるわけでありまして、具体的にどのようなものを受けるといふのは、そのときにお客が選択をしているということでもあります。

○八田議長代理　しかし、参考資料の別冊の5ページに昭和53年の通達で「女性に対するカッティングは、コールドパーマネントウェーブ等の行為との関連の有無にかかわらず行って差し支えない。しかし、これ以外のカッティングは行ってはならないこと」という明文で書いてありますね。

○松岡課長　基本的には美容所で男性でカッティングだけ行うということは、この通知で定めておりますように適切なことではないだろうということでございます。

○八田議長代理　だけれども、実際はどこでもやっていますね。無資格者による不適切な施術がはびこっているというようなことは実態がないと考えているとおっしゃっているけれども、まさにどこでもこの通知に違反することはやっていますね。それについてはどういうふうにお考えなんですか。

○松岡課長　ここのところで申し上げますと、基本線としてそういう部分がございますけれども、あくまでその業の本質的な部分としてパーマネントウェーブをやるということによってやっていたというところがございますので、個々のところでカッティングを行っているといったのは、実態として顧客の方での選択としてやられているということだと考えております。

○八田議長代理　まだ美容師の資格を取っていない人がカッティングをやったりパーマをやったりということもよくあると思いますが、今の課長のご議論からすると、それもお客さんが選択しているからいいということですか。

○松岡課長　明らかにまだ資格を取っておられない方というのは、カッティングの技術というのは全く持っておられない方でございますので、そういった方がやられるということは、もう明らかに不適切なものであるということでございます。

○八田議長代理　そうすると、検査をしきりにやっつけらっしゃるというんですが、検査は大体どのくらいの頻度で保健所はやっているのでしょうか。

○松岡課長　検査につきましては、保健所において定期的にやっておりますけれども、新しくできたときに実地に入りますし、問題があるということで通報があったりした場合などに入ることで行っております。そういう意味で申しますと、大体年間立ち入りの検査については、理容所でいうと約3万件、美容所でいうと5万件程度やっているといったところでございます。

○八田議長代理　そういうことではなくて、美容院が最初に設立したときには検査に入るのは当然です。その後、大体1年に何遍ぐらい入るものなんですか。

○松岡課長　ですから、特に必要性の高いところに重点的に入る。人員も限られているわけですので、大体今、申しましたように、毎年施設のうち4分の1から5分の1程度は入っているような件数にはなっているところでございます。

○八田議長代理　そうすると、その程度の検査であるがゆえに、明らかな通達違反が幾らでもあるという状況なわけですから、名札をつけるというようなことは当然あっていいことのように思うんです。実際問題として、先ほど名札をつけるならば法律を変えなければいけないというようなことをおっしゃいましたが、これは通達では無理なんですか。

○松岡課長 それは通知では無理です。それは義務づけをしたりとかということをしなればいけません。

○八田議長代理 そういことですね。参考資料別冊の7ページの最後をごらんいただきたいんですけども、これは平成11年の生活衛生局長通知です。美容師養成施設からの実務実習者の氏名の掲示及び標識の着用等が適切に行われること等指導を行われたい。要するに、実務実習者の氏名の掲示及び標識の着用を行えとって通達でやっているんです。これと先ほどのお話との関係はどういことなんでしょうか。

ここの通知のタイトルは美容所等における無免許者の業務に関する指導の徹底についてというものです。

○松岡課長 これにつきましては、養成をする過程で実習というものは必要があるといことので以前からも実習といことはやられておりましたところではありますが、それを顧客にはっきりわかるようにするとい趣旨でやったものでありまして、これはある意味で実習生であるといことをはっきりさせるといことで着用させるといことでの指導ベースでやっているものでございます。

○八田議長代理 これと全く同じことをやればいいではないですか。資格を持っている人の氏名の掲示と標識の着用等をさせればいいではないですか。

○松岡課長 御指摘のようなことで有資格の人にきちっとやらせるといことになりますと、これは法律上位置づけてやられるといことでなければできないんだと考えております。

○八田議長代理 何ですか。実習者についてできて、有資格者に対してそれができないとい理由があまりよくわからないんです。

○松岡課長 これは資格を持っている方に名札をつけたりとかいことのでやらせるわけですので、それ相応にきちっとやるいことになると、法律でやらせることをしなればそれはならないと思ひます。

○八田議長代理 法律でやるのもいいと思ひますが、その前段階としてここでこれと同じような通知でやることで、今のように違反が幾らでもあるとい状況を改善できるではないですか。

○松岡課長 違反があるいことので申し上げますと、資格がない人がやるいのが一番問題であります。資格のある人にいことを義務づけるいことになりますと、それは繰り返して恐縮ですが、通知ではなくてしっかり法律で定めてやらなければそれは実効性も上がりませんし、きちんとしてやったことにはならないと考えています。

○八田議長代理 美容師さんの資格があれば、男性に対するカッティングをやるいことは資格の範囲外のことで、それを見過ごしているわけですね。いことのないようにするには、名札をつけるようにしたらいいではないですか。

○松岡課長 それは名札をつけさせるまでもないことですので、美容所でやっている方は美容師でありますし、理容所にいるのは理容師である。これは明らかであるから、名札を付けるまでは必要なくて。

○八田議長代理 しかし、美容院で、美容師の資格をとる前に、カッティングしている人は幾らでも例を知っています。どうせ美容師の資格自体、カッティングの技術は基本だけです。それに対し

て、店でみんな必死に教えます。資格を持つ前に相当にカッティングをうまくなっている。だから、お客は文句を言わないわけです

そういうことがまさに資格を持っていない方で行われているのですが、それを防止するには、この通達で指導がされていることと全く同じように、標識の着用と氏名の掲示だけやればそれで済むはず。非常に簡単です。それができないとおっしゃるのはどういうわけだろう。これはどういうふうにお考えですか。

○岡部課長 今、先生御引用のこの通達の御指摘の実地修練者というのは、いわゆるまだ資格は取っていないんだけど、実地で研修をして技能を積むためにやる。ですから、本来であれば美容師とか理容師ではないわけです。んだけど、お客さんに実際そういうことで一定のサービスをさせていただいて、その人の技能を高めるといったことをやる人だということをお客さんにあらかじめ知っておいていただくために、こういう名札をつけて、そういう人でもよろしいですかということの御了解をとっていただいてやるということです。

今、御提案いただいている理容師あるいは美容師全体について、名称とか資格を明示したものを付けなさいということは、そういうごくまれに起こる例外的な話ではなくて、美容師さんは全国で40万人ぐらいいらっしゃる、理容師さんも25万人いらっしゃる。そういった方々に例外なくそれをやらなければいけない。それが遵守されない場合には、やはり実効性を保とうとすれば、それなりのサンクションあるいは実効性を担保するための必要な法的な根拠が要るわけです。

そうでないと、やれと言ったってやらない場合に、それは担保されないわけですから、そういう意味で今、松岡が申し上げているように、もしきちんとそういったことをやるというのであれば、例外なくすべての理容師、美容師に営業するに当たっては必ずそれをやりなさいというのは法的な根拠は要るし、またそれらをもし遵守できない場合には、それを担保するための行政処分があったり、あるいは刑法上のいろんな罰金刑とか、さまざまな罰則規定が必要なわけですから、そういう意味でそういうことをやり、また実効性を上げるためには法律が必要なのではないかと申し上げます。

○八田議長代理 しかし、現状では、「実習生はそういう標識を必ずつける」と通達に書いてあるわけです。

ところで、法律で変えるということをおっしゃったけれども、いろんな職業で資格を提示したり自分の名札をつけたりというのがほかにもあるわけになんですが、現状の違反の状況を見たならばやはりそうすべきなのではないですか。

○岡部課長 いろんな資格というと、例えばどんな資格でございましょうか。

○八田議長代理 例えば薬局とか薬剤師の処方せんの記入のときとか、不動産会社の有資格者の証明とか、そういうものです。

○岡部課長 それはすべての薬局で薬剤師さんに顔写真入りか何かでついておるといえることですか。私はそういうのは見たことがないです。

○八田議長代理 資格者が処方せんに記名や押印します。ですから、ここで実際に書いていらっしゃるの、回答で他の業務独占資格制度のバランスということについても考慮すべきであるとおっ

しゃっていますけれども、ここではどういうものを考えていらっしゃいますか。

○松岡課長 もろもろ医療資格はございますので、医師から始まって看護婦、いろんな医療の職種がございまして、そういったところで特段別に資格の証明をつけてやれとかといったことはやっていないところでございます。

○八田議長代理 例えば看護婦さんが資格なしで行為を行ったらば、どういう罰がありますか。

○松岡課長 それは看護の無資格の人がやるということは当然罰せられる話です。

○八田議長代理 懲役2年ですね。しかし、理容師・美容師は別に名前を掲げなかったら懲役にするなどという話ではないんだから、バランスは十分取れていると思います

○岡部課長 ただ、先生が今おっしゃっているのは、名札をつけろと言っているんですか。例えば私は岡部という名札をつければそれができるといふことなんですか。そうではなくて、今、美容師なら美容師だということをお知らせする公文的なものが要るといふことなんですね。

○八田議長代理 ここは名札でいいでしょうけれども。

○岡部課長 看護婦さんとかお医者さんも、別に医師の国家試験の縮小版をいつも胸につけているとか。

○八田議長代理 そのようなことはやっていない。医師・看護師の場合、違反したときの罰、懲役がすごいんです。

○岡部課長 ですから、そういうことをやるというのであれば、それはきちんと法的な手続が必要なのではないですかと申し上げているんです。

○八田議長代理 法的な手続もなくとも、いろいろできるといふけれども、法的な手続きの設計も是非おやりになったらどうでしょうか。

○上田局長 資格を求めているのは勿論あるわけですし、宅建業とかという場合も、提示をすることは求めているかもしれませんが、名札をここに付けることを強制している法律はないと思います。

○八田議長代理 この場合は提示でもいいです。

○岩村企画官 例の改正薬事法で、情報提供の義務というのが一般医薬品を薬局で売るとき法律で義務づけられていまして、まだ省令は出ていないようでございますけれども、省令で薬剤師さんもしくは登録販売者というのが今回できるようでございますが、そういう方々はそういうのがわかる旨、省令で名札をつけなさいというようなことを今後入れていきたいと聞いています。

○上田局長 でも、現行はないわけですね。

○松岡課長 ちょっと申し上げますと、登録販売者というのは別に業務独占資格でも何でもありません。それは単に情報提供するだけの人ですから、それは全然違います。

○八田議長代理 しかし、実際に違反がいっぱい行われているわけだから、それを取り締まる簡単な。

○上田局長 違反がいっぱい行われているというのは、どういう資料でそうおっしゃっているのか私は理解できないんです。

○八田議長代理 まず一番簡単な例では、どこの美容室でも、男のカッティングはやります。

○上田局長 やっているかもしれないこととやっていることは、事実をはっきりしないわけですから、本当にどれだけの数があるのか。

○八田議長代理 それは調べてください。我々、私自身だってカットイングだけしてもらっているし、そんなものを断られるところなどはありません。

○上田局長 そうなんですか。私が知る限りあまり美容室に男性が入っているのはそれほど見たことがないものですからね。

○八田議長代理 そんなことないです。今もうみんな行きます。まずひげなどはそってもら必要はないし、早く終わって、すごく便利です。

○岡部課長 どちらにしても、今は規制改革会議から御指摘のものは、そういったものを義務づけるということなんですね。

○八田議長代理 そうです。

○岡部課長 つまり、つけたい人がつけるというのは今でもできるわけなんですけど、それを実効性あらしめて、なおかつ 25 万人、40 万人の方々の隅々にちゃんとやりなさい、しかもある特定の 1 日とか、ある特定のお客さんだけではなくて、常時営業している方についてそういうことをやりなさい、例外も認めませんという御指摘ですね。

○八田議長代理 そのとおりです。

○岡部課長 それというのはまさに法律事項です。

○八田議長代理 それは最終目的です。そこまでのいろいろな手はあると思います。

○岡部課長 でも、そういうことを例外なくやらなければいけないということをするためには、我々行政としては法的な担保がないと、指導もできませんし、どこに根拠があるのかといわれる。

○八田議長代理 最終的にそれを是非おやりくださいということです。

○岡部課長 ですから、法律改正をしないとなかなか難しいですということです。

○八田議長代理 わかりました。では、是非法律改正をやっていただきたい。衛生の担保のためというのがこの理容所、美容所の目的ですから、その目的を達成するためには、やはりきちんとした有資格者にやってもらうということが必要だろうと思います。

○岡部課長 ですが、そのときにまさに法的な改正が必要かどうかということは立法府の御判断ですから、しかも少なくとも冒頭局長がごあいさつの中で申し上げましたけれども、理容師法、美容師法というのはこれまで議員立法、つまり国会の立法府の御判断で積極的に法律が改正されてきた経緯があります。ですから、新たな規制を課すんだということをするのであれば、それは立法府の御判断を待たないと、我々だけの一存でそういったことがやれる、やらなければいけないんだということはなかなか難しい。あるいは一足飛びにそこまではいけない。

○八田議長代理 それは立法府の判断があるまでは通達でやるということもあり得ると思います。

○岡部課長 しかし、通達というのは、それを義務づける根拠が要りますね。

○八田議長代理 でも、先ほどのもやっているではないですか。

○岡部課長 それは例外的なんです。実地修練などというのは、いつもお客さんに実地修練者がやるというのではなくて、明らかにやらしていただくためにお客様にわかっていただくというために

やっているわけなので、あらゆる営業者、すべての理容師、美容師についてそれを義務づけるということについては、きちんと法律上の手続が必要だということです。

○八田議長代理 まだ資格を持っていない人は名札をつけるというのはいいんですか。

○岡部課長 というか、この実地修練はそういう形でやるんです。

○八田議長代理 実地修練ではなくて、普通どこでもまずは美容師さんの資格を持っていない人が働いています。

○岡部課長 家族でおやりになっているとかということもありますから、どこでもということはないと思います。

○八田議長代理 お掃除とかをしている人はどこでも働いています

○岡部課長 でも、それはお掃除ですね。お掃除は別に資格は要らないんです。お掃除したり物を運んだり会計をするのは別に要らないわけです。

○八田議長代理 だれけれども、実際はシャンプーもするし、いろいろするでしょう。

○岡部課長 それはするかどうかはわかりません。もしするのだったら取り締まらなければいけないんです。

○八田議長代理 だから、そこにそういう名札をつけるというのは大丈夫なわけですね。

○岡部課長 だって、無資格者の方にどうやって名札を出すんですか。

○八田議長代理 だから、働いている人がです。

○岡部課長 だれがどういう名札を無資格者の方にお出しになるんですか。

○八田議長代理 「お掃除をしている私は資格がありません。まだ見習い中です」という名札です。

○岡部課長 そんなことをだれがオーソライズするんですか。

○上田局長 ましてこれは無資格者に対しては罰があるわけです。そういうことを前提にしてやるわけですから、どういう人に出して。

○八田議長代理 局長も課長も実態を全く御存じない。要するに店の3分の1から半分ぐらいが全く資格を持っていなくて修練中である。それでやっているという店は幾らでもあるわけです。そういう実態を知れば、やはりそれはその差別をきちんとつける方法が必要である。それで今、岡部課長がおっしゃったように、有資格者に対して全部そういう名札をつけるならば法律改正が必要だということならば、無資格者で働く人がそうやって実際にいるわけだから、そういう人たちに名札をつけてもらうということは可能だろうと思う。

○岡部課長 ですから、先生がおっしゃっている名札というのは、岡部とか松岡という名札のことをおっしゃっているんですか。

○八田議長代理 資格がないということ。

○岡部課長 資格がないということはだれが立証するんですか。

○八田議長代理 それはこちらと同じではないですか。資格がないことは立証できるでしょう。自分はここで働いているけれども、そういう理容師、美容師としてはまだ仕事をしてはいけない人ですということを書けばいいわけではないですか。

○松岡課長 1つだけ言いますと、実地修練者というのは、年間60時間なり実地修練するという

方でありますので、ごく一部の時間だけです。常時やっているような者ではございません。1人の方がそういう時間しかやっていないものですので、それはごくごく例外的なものであります。その点だけは指摘させていただきたく思います。

○八田議長代理 実際問題として違反がいっぱい行われている。その範囲を何らかの形で取り締まるために役に立つことをしようと思ったら、法令改正しなければいけない。それはとてもできないとすれば、少なくとも違反が行われている、検査もほとんどやっていないということは事実なんだから、それに対する1つの手としては、働いているけれども資格はありませんということを示す名札をつけるという手段があるでしょうということです。

次のトピックにいきたいと思えます。次のトピックは「理容所及び美容所の重複届出の容認について」です。理容師及び美容師両資格者保有者のみが勤務する施設について、現行では認められていない理容所・美容所両方の施設としての重複届出を認めるべきではないかというのが私どもの御質問です。

○松岡課長 申し上げます。2番目のトピックであります。資料に則して御説明いたしますと、昭和22年に理容師法が制定されましたけれども、その中で既に理髪（理容）師と美容師という異なる業とされているわけがございます。

また、営業施設についても、昭和23年の通知において理容と美容の施設はそれぞれ別個に設けなければならないとされていたものでありまして、理容所及び美容所は別の施設とする取扱いは、理容師法、美容師法の趣旨・目的に沿って当初より行われておりまして、定着しているものであります。

昭和32年の改正が行われまして、理容と美容の質的な違いが広がって、薬品なども異なるということで使用されるということになりましたので、理容師法、美容師法ということで独立した別の法律で規定されるとされまして、理容師法に基づく理容所、美容師法に基づく美容所でそれぞれの業を行うことを前提とした制度として、法律上明確にされたものでございます。

先ほども御説明しましたが、法律上、理容とは、頭髪の刈り込み、顔そりなどの方法によって容姿を整える。美容とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法によって容姿を美しくすることとしておりまして、それぞれ異なる業として定義されております。

理容師は理容を業とするという者としておりまして、美容師は美容を業とするということがございます。こういったことで、理容師が美容の業を行うことや美容師が理容の業を行うことについて無資格の行為でございます。

更に、疾病等の理由により理容所・美容所に来ることができない特別の事情を有する場合を除きまして、理容師・美容師が理容所・美容所以外でその業を行うことは禁止されておりまして、理容師が美容所で理容の業を行うこと、あるいは美容師が理容所で美容の業を行うことが禁止されていることは明らかでございます。

理容師法、美容師法の趣旨は上記のとおりでございまして、現在、法の趣旨に基づいて、各自治体において、理容所、美容所に対する指導監督が適切に行われているところでありまして、現在の法体系において、新たな届出として重複届出を容認することは現行では想定されていない営

業形態を認めることとなりますし、既存の理容所または美容所を同時に美容所または理容所として開設する届出を行い、手続上の義務を履行しても、開設の法的効果は発生しないと考えております。

また、理容所または美容所を衛生的に管理させるため、従業員の数が2人以上の場合は、理容所には、3年以上理容の業に従事して、知事が指定する講習会の課程を修了する必要があるのですが、そういった方を管理理容師を置く、美容所も同様に管理美容師を置くということとされており、仮にこの重複届出を容認した場合は、理容所及び美容所の双方に衛生的に管理できる者の資格を法律上位置づけることが必要となるものであります。こうした事態というのは、現行では想定していないものであります。

更に、理容師、美容師の両資格保有者が勤務する施設に限って重複届出を容認した場合には、両資格保有者が勤務するということを前提ということを出していただいても、両業界では従業員の移り変わりというのは多いということがございます。理容師資格保有者、美容師資格保有者のうち、両資格保有者の占める割合というのは極めて小さいわけがございます。その確保が困難でありますので、両資格を有する方が確保できない場合には、それ以外の方が一時的に就労するような機会もあり、実際には両資格保有者以外が勤務をし、理容師、美容師いずれかの資格しか持たないものが資格の範囲を超えて施術を行う事態が生じかねないといったことは、薬品に関する知識や顔そりの技術など、必要な知識や技術を身につけていないまま利用者へ施術を行うこととなりますので、結果的に衛生的な危害の発生や不適切な施術が行われることとなります。

利用者に混乱を来すとともに、理容師、美容師に対する信頼を失うことにつながります。こうした事態を防ぐためには、有資格者であることを示す証明書などが必要になるということが考えられますけれども、これは1に述べたように問題があります。

以上のことから、重複届出を認めることは法律上問題があり、法改正が必要な事項ではありますが、衛生水準の確保の点でも問題がありますので、その必要性・緊急性は乏しいと考えております。

○八田議長代理 松岡さんとはこれまでもずっと議論してきて、結構堂々巡りで、議事録も公開されると思います。そこで局長をお呼びしたので、是非局長にいろいろお話を伺いたいと思うんです。

まず、重複届ができないということの根拠というのは、法律的には通達だと考えてよろしいのでしょうか。

○松岡課長 お答えしますが、これは明らかに法律が2つできている、法の趣旨、目的に沿ったものであります。法律がそういうことで想定している。

○八田議長代理 松岡さんとは今までさんざんやってきたんだから、私は局長に伺いたいんです。

○岡部課長 非常にテクニカルな細かいところについては担当課長でやっています。

○八田議長代理 でもそんな細かいことではないでしょう。通達ですか、法律ですかという。

○岡部課長 今にお答えをいたしますと、法体系が2つあって、届出というのはそれぞれ法律に基づく各政省令で委任を受けていろんな届出をするというのが一般的な法律のルールです。理容師法と美容師法というのは、法体系が別なわけですから、それは当然それぞれの完結した届出として出していただくのが立法した意図です。

ですから、重複などということは、法体系が別なのはどうして1つのもので重複届が出るという

発想になるのか、私どもは非常に理解をできない。

○八田議長代理 ということは、この通達によってだめなのではなくて、法の目的が違うからだめだとおっしゃるわけですね。

○岡部課長 そうです。別の規定、法律がそもそも理容師法は理容師さんの資格とか、各種の手続を規定したものです。美容師法というのは、美容師さんの各種の資格とか、業務範囲とか手続を規定したものです。それに基づく手続をそれぞれ施行規則とかといったもので規定しています。

○八田議長代理 では基本的に法律が別だから、これは通達ではないんだということですか。

○岡部課長 ですから、それをやろうというのだったら、それは1つの法体系にならないと、2つのもの、つまりたまたまお一人の方で2つの資格を持っておられる方はいらっしゃるかもしれない。しかし、それは法律上の規定としては、理容師法、美容師法という別の法体系のルールに従ってそれぞれお仕事をさせていただくわけですから、その法体系に基づいた手続をさせていただくというのが、ここでは当然立法的な考え方としてはそうだとということです。

○八田議長代理 局長もそういうお考えですか。

○上田局長 はい。

○八田議長代理 これについて事務局からお願いします。

○事務局 別の法律で規定されているという御意見なんです、そういう例は幾らでもございます。例えば行政書士と司法書士も事務所をつくるのが義務づけられていますが、別々の法律ですが、両方を兼ねている事務所は幾らでもございます。ほかにも不動産会社と建設会社の事務所を兼ねているとか、これも別の法律で規定されていますが同じ施設をそういう登録しております。ですので、別々の法律に規定されているから同じ施設で重ねて登録できないということにはならないと思います。

○岡部課長 でも、それは法体系が違うのではないですか。私もあなたが出した例示については事前に承知していませんので、どういう手続がどういう法律の根拠に基づいてやっているのかわかりませんが、少なくとも理容師法と美容師法は私ども健康局の所管の法律ですから、今、御説明したように、理容師法というのは理容師さんの業務範囲と各種手続を規定したものです。美容師法というのは美容師さんの資格と業務範囲を規定したものですから、少なくとも今の我々の法体系の中では、その2つのものを1つのものでできるという法律上の根拠はないです。

○事務局 すみません。今のは少し先ほどと主張が変わったと思うんですが、先ほどは別々の法律だからとおっしゃったんですが、今は同じ部署の中で所轄している法律だからと説明が変わりましたね。

○岡部課長 そんなことは言っていないです。何を言っているんですか。美容師法と理容師法は別の法体系だというのはわかっているでしょう。

○事務局 勿論わかっております。

○岡部課長 理容師法について、理容師さんが各種の届出を出すというのは、理容師法の法体系の中で各種政令、省令の中で規定しているというのは御存じでしょう。

○事務局 勿論存じております。

- 岡部課長 だから、理容師法と美容師法は違うわけですね。
- 事務局 はい、違います。
- 岡部課長 違うものがどうして1つのもので、少なくとも今のあなたが例示したのは我々は承知していませんから、また帰ってよく勉強しますけれども、少なくとも理容師法と美容師法でそういうことを読み得る規定はございますか。
- 事務局 届出でございますので。
- 岡部課長 届出でも省令とか手続規定として要るわけでしょう。法律上の根拠のない届出をどんどん課せられるんですか。
- 事務局 どういう趣旨でございますか。
- 岡部課長 法律上に根拠のない、つまり理容師法と美容師法を相互に1つにした届出ができるという理容師法なり美容師法の根拠がありますかということを知っているんです。
- 事務局 理容所兼美容所という届出を出すという趣旨ではございません。例えばこの会議室で美容所としての届出を出す。翌日、理容所としての届出も出すということであれば、それぞれの規定に則った届出になりますので、よろしいということですか。
- 岡部課長 それは店舗が同じですね。
- 事務局 はい、同じです。
- 岡部課長 理容師とか美容師については、お店を選んでお客さんがどういうサービスを受けるかというのを選んでいただくわけですね。
- 事務局 すみません。それは法の趣旨とは関係ないです。
- 岡部課長 関係あります。
- 八田議長代理 理容師法と美容師法それぞれの法の目的は何ですか。
- 松岡課長 お答えしますけれども、ここの趣旨は、理容所では理容を行う、美容所では美容を行うということであります。それは書いてありますでしょう。
- 八田議長代理 そんなことは書いていない。法の趣旨は、法律の最初の文書を読んでみてください。
- 松岡課長 法律では、理容所では理容の業を行うわけです。
- 八田議長代理 この法律はそれをもって公衆衛生の向上に資することを目的とするんでしょう。要するに、まず理容師法は、この法律は理容師の資格を定めるとともに、理容の業務が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする、それが目的です。
- 美容師法も全く同じ目的でしょう。公衆衛生の向上に資することを目的としている。
- 岡部課長 全く同じではないです。全く同じならば1つの法律でいいわけです。
- 八田議長代理 美容師法の最後は、この法律は美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適切に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資することを目的としている。公衆衛生の向上が目的なんですね。
- 岡部課長 そんなことを言われますと、公衆衛生の目的とか公共の福祉とかといったものは我が省の所管している法律の中でもたくさんあります。今、先生がおっしゃっている公衆衛生という形

で1つの同じ言葉が出ているから同じ目的だろうと言われると、医師、医療関係の職種も何でも全部そういったものを書いてあるのはいっぱいございますので、法律の目的というのはそれぞれの法体系に基づいて、目的規定が書いてあり、具体的な立法措置がなされているわけです。

もし、同じものであれば、2つの法律は要らないわけですから、立法趣旨というのはそれぞれの目的を持ってやっている。公共の福祉とか公衆衛生の向上というのは、一般的な憲法上の理念としてそういったものを引用させて法律をつくることが多い。

ですから、それはいろんな資格の中でそういったものの言葉が出てくるのはいっぱいあります。しかし、だからといって、では理容師と美容師は同じなんですかと言われるら違います。

○八田議長代理 私は全く同じなどは言っていない。ここで確かに理容の方は理容の業務が適正に行われることになっており、美容の方は美容の業務が適正に行われることになっています。しかし、最終的にはちゃんと公衆衛生の向上に資することを目的としていると言っているんです。

○松岡課長 説明が不十分だったかもしれませんが、理容所というのは法律の規定として、理容の業を行うために設けられた施設をいうということで、これは法律で定義規定がございますように、理容の業を行うということになっています。美容所というのは逆に美容の業を行うために設けられた施設ということですので、はっきりそこは別々の施設ということで分かれています。私が言っているのはそういうことです。

○八田議長代理 基本的には、冒頭に申し上げましたように、職業選択の自由ということがあると思います。それに対して、国家が干渉できる場合は、公共の福祉のためだけです。美容師・理容師資格の場合には、衛生という公共的目的のために職業選択の自由を制限しようということなんです。そうすると、そのためには最低限の制限でなければまずいでしょう。この法律の目的に照らすと、普通の行政手続法では法律の要件を満たしていたならば、その要件でもって届け出ることができるんだから、もう一つのところも同じようにできるならば、それは両方とも重複してできるし、これは後で勉強なさると言ったから是非勉強していただきたいけれども、ほかの業務の場合には、2つの資格が別々の法律で決められているにもかかわらず、同じ事務所でできるということになっています。

○上田局長 それでいうならば、話としては歯科医師と医師を一緒にやれというようなものですね。

○八田議長代理 歯科医師と医師が両方とも資格を持っているという場合ですか。それは両方ともできるのではないですか。

○上田局長 施設的にはできないですね。

○八田議長代理 それはできないのがいいのかできるのがいいのかわかりませんが、恐らくできるようにした方がいいように思います。

○上田局長 そういう御主張に近い話だと私は理解します。

○事務局 それは施設の物理的なども絡むんだと思うんです。すみません、歯科の方は我々は逆に不勉強なものですから存じ上げていないんです。

○岡部課長 いわゆる理容所、美容所というのは、単なるサービスを提供する場所ということと、物的な一定の要件を満たしているところ、つまり美容師さんがいたらどこでも美容所ができるので

はなくて、一定の衛生水準とか、必要なサービスが提供できる、それをどう規定するかというのは世の中のいろいろな時代の変遷あるいはそういうサービスの多様化があった場合にはそれを見直すということになりますから、その場というのは単に書類を書く場ではないんです。

それを理容サービスとして提供するのにふさわしい場所かどうかというのを見て、あるいは美容サービスとして美容サービスを提供する場所としてふさわしいかどうかということを見て届出を出していただくわけなので、単なるオフィスワークみたいな話で、私も帰って勉強しますけれども、不動産会社とかといった方々がやっているのと、現実はその場において、先ほどのいろんな公衆衛生の観点からいって、必要な構造設備を備えていただかないとできないということになれば、単なる書類を出すというだけの話ではない。

もともと法体系上別のものなんですから、ここについてはきちんと御理解をいただきたいと思います。

○事務局 それぞれ理容所は当然理容の業、美容所は美容の業ができる設備がなければいけない、それは勿論おっしゃるとおりなんです。ただ、それぞれの細かな内容を見ますと、ほとんど書いてある内容は一緒ではないかと思います。

○岡部課長 それはたまたま一緒だからといって、未来永劫一緒かどうかというのはわからないわけです。パーマなどというのは、もともとはなかったわけですけども、アメリカから輸入することによって新しいヘアサービスとして入ってきたわけです。これから5～10年経つ中で、新しいサービスというのは出てくるかもしれない、あるいはお客さんがいろいろな感染症にかかっていたりすると、今は義務づけておりませんが、さまざまな格好で衛生水準を確保していただくために、理容業にとってはこういう構造設備を備えていただきたい、理容業についてはこういう構造設備を備えていただきたいということが十分あり得るわけですから、それは当該サービスを提供する場としてふさわしい場所として、理容所というのは理容師さんがそういうサービスを提供する場ですから単純な、いわゆるオフィスワークとか文書を書くだけとかということとは違うということをよく御理解いただきたいと思います。

○事務局 そうなんです、ですから我々としては、それぞれの要件を満たす場合には、それぞれ両方の届出は認められてもいいのではないかとこのことを申し上げているわけです。

○八田議長代理 今、岡部さんがおっしゃった、すごく難しい病気ができてきて、それは理容の方には一切関係ないけれども、美容の方には関係ある。当然それは満たさなければいけないです。それを両方とも満たしているところは、それぞれの届出ができるだろうということです。

○岡部課長 それというのは、実際これからどういう形でどういう構造設備が必要になってくるかというのは、未来あるいはこれからの話になってくることもあるわけなんです。先ほども申し上げたように、届出というのは、それぞれの法体系に基づいてやっていただいているわけなので、やはりその法体系に基づいたきちんとした届出をやっていただかないと、それは我々としては困るんです。

○事務局 理容師法、美容師法それぞれの届出の方法が書かれています。今のお話は、それぞれの法律に書いてある、ここの同じ場所で理容師法に規定された届出が出ました、美容師法に規定

された届出が出ましたというときには届出としては認められるということになるんだと思うんです。

○松岡課長 それにつきましては、形式的なことと言われていると思いますが、個別法の認める実質上の要件を満たしていないということでもありますので、それは個別法による法的な効果の発生は否定されるものと考えております。端的に申し上げて、そこについて所在地が実質的な要件を満たしていないということになります。

○事務局 行政手続上は法律の形式上の要件が満たされている場合には、単純に届出を持ち込めばそれで義務は履行されたということになるわけですので、そのような解釈は無理だと思います。

○松岡課長 仮に届出を持ってきたという義務は履行したということであったとしても、個別法による法的な効果の発生は否定されると行政手続法の本などにも明らかに書いていますので、個別法での法的な効果の発生は否定されると考えています。

○事務局 ただ、行政手続法上の明文に反していますね。

○松岡課長 それは反していません。手続法の本を我々も見ましたけれども、見てください。

○事務局 我々も見ました。

○八田議長代理 念のために、何という著者のどういう本ですか。

○松岡課長 それは『逐条解説行政手続法』の18年改訂版というもので、行政管理研究センターというところが出しているところです。

○事務局 それは個別の法律で、そういうのを禁止するという明文の規定がない場合でもそうだとおっしゃるわけですね。

○岡部課長 個別の規定で禁止するというのではなくて、それぞれ別個の法体系でできているわけですから、それを認めるのだったら別の法律のわけですから、ちゃんと法体系を1つにしないとおかしいでしょう。

○八田議長代理 参考資料に何て書いてあるんですか。

○松岡課長 「個別法による形式上の要件に適合した届出の到達で義務が履行されたとしても、その届出内容が個別法に定める実質上の要件を満たしていない場合は、一般的には当該個別法が認めている一定の法的効果の発生が否定される」と書いております。

○八田議長代理 何で法律の要件を満たされていないんですか。

○松岡課長 所在地については、そこは美容所で既にやっているということであれば、理容所の届出を出してもそれは。

○八田議長代理 そんなものは法律に書いていないではないですか。

○松岡課長 だから、法律の体系として先ほどから何度も申し上げますように、理容所、美容所は別々の法体系でやっている。

○八田議長代理 法律の目的は公衆衛生のためですね。

○松岡課長 それで別々にやるということで、目的は公衆衛生のためですけどもね。

○八田議長代理 では公衆衛生に適合する要件を両方とも目的で備えて、どうしてだめなんですか。

○松岡課長 公衆衛生というのは、勿論究極の目標であります、それは美容の業をやるということのための法律であり、美容の業をやるということが目的であります。

○八田議長代理 職業選択の自由を侵している。

○岡部課長 そんなことないです。むちゃくちゃな議論を言わないでください。法理は別のものであって。

○八田議長代理 後で勉強してきてください。ちゃんとほかの法律で、別の体系でやっているんだから、今のは全然法律の要件と関係ない。

○岡部課長 でも、理容師というのは理容サービスを提供する場として、先ほどのお医者さんのケースと同じで、構造設備基準まであるわけです。ですから、あなたは調べてたまたま一致しているのではないかとおっしゃるかもしれないけれども、それはたまたま一致しているだけであって、概念的には違う構造設備基準が定められるし、将来的になる可能性もあるわけです。そうなったら、そんなことはできないでしょう。それでもできると言うんですか。

○事務局 ですから、両方の要件を満たしているのであればと私は申し上げます。

○岡部課長 両方の要件というと、どういうことですか。

○八田議長代理 法律で定められた要件。

○岡部課長 あなたのおっしゃっている両方の要件というのはどういうことですか。

○事務局 それは将来変わったその要件でございます。

○岡部課長 理容所というのは、理容サービスを提供する場として既に保健所に届けていただいているわけですね。

○事務局 はい、そうです。

○岡部課長 そこは理容サービスをする場所として届けていただいているわけですね。

○事務局 はい。

○岡部課長 それであなたの言っている重複届出はどうするんですか。

○事務局 ですから、そのときの状況に合致した設備基準を備えているということでございます。

○岡部課長 だから、それというのは理容所で美容師をやりますということなんですか。

○事務局 そうです。理容所の基準も合致しているし、美容所の基準も合致しているという状態でございます。

○岡部課長 それはでも別々の法体系としてあるわけですから。

○八田課長代理 後で勉強してこられるというんだから、勉強してきてください。

○岡部課長 理容師法、美容師法は厚生労働省の所管の法律ですからね。

○八田課長代理 要するに、こういうことなんです。この通達自体、これは明確な法律違反だと我々は考えています。しかしながら、今、実際に美容院に行ったならば、美容院の数がうんと増えていて、理容師、理容院の数が減っているということからも表れるように、上田局長は御存じなかったかもしれないけれども、男の人は美容院にいっぱいいるわけです。

アメリカでも、1970年代ぐらいからユニセックスという男女どちらでも来られますという美容院がもう非常に増えて、そういう需要がどんどん増えている。様々な理由で日本でも同じ傾向があ

ることが1つはある。

もう一つは、地方、田舎で美容院と理容院と2つある必要はない。一家でもって両方ともできればいいということが傾向としてある。だから、要するに背景としてそういう需要があるんです。その需要があるときに、その需要に応えようという者に対して、なるべくフレキシブルに対応していただきたいということが一方であります。それは当然、今の法律の範囲内でそうすべきであるというのが我々の考えです。

時間も迫ってまいりましたので、3番目の「基本的なカット技術に特化した資格の創設について」ということで、理容師及び美容師に共通する衛生の確保及び基本的なカット技術に特化した資格を新設するべきではないかという御質問なんですが、これについてお願いいたします。

○松岡課長 それでは、これについて御説明させていただきますが、資料の項目で3というところにあるところです。

理容の業及び美容の業については、個々の知識・技術が相互に関連して相対としてサービスを提供しているものでございます。養成課程においても、この一部の側面を切り出して必要な技術を付与するという考え方にはなじまないものと考えております。

カットサービスということでございますけれども、これも理容、美容それぞれ固有の知識・技術に基づいてカットを行うということで、利用者のニーズに応えることができるというものでございまして、いわゆる基本的なカット技術に特化した資格のみでは十分なサービスの提供は困難であると考えています。

また、理容所、美容所においては、約25万人の理容師、43万人の美容師により国民の理容または美容サービスへの需要には十分応えております。いずれも必ずしも不足感があるというわけではないと考えています。

カットサービスについては、既存の理容所、美容所において十分対応し、提供できるものであります。こうした中で、カット専門資格の創設というのは、既に理容所及び美容所で十分提供しているサービスについて、資格の細分化をするのみで、いたずらに制度を複雑化させるだけと考えています。

仮にこういった基本的なカット技術に特化した資格を新設したとしても、理容業・美容業の多くは小規模経営であります。5人未満のところが多く、小さなところばかりです。そういった中でありますので、理容師・美容師の業務の一部しかできないカット技術に特化した資格を有する人を必要な人材としてどの程度求人するか、こういった見込みは立ち難いものでありますし、長期的な、かつ安定して雇用が確保できる保証はないと考えています。

更に、カット技術に特化した資格を持つ方が業務に従事しながら、その後、理容師・美容師の資格を取得するということが容易なことではないと考えております。こういう中で、カット技術に特化した資格を有する人というのは、一般的に理容・美容全体の知識を持たない低技能の資格にとどまることになりまして、この理容業・美容業として必要な職業能力を高める発展性は難しく、また、新たに開業し持続的な営業を行うということは困難と考えられます。

また、業務独占資格でありながら、理容業・美容業のすべての業務は行えないということであり

ますので、結局一部のカット専門店では働けない者をつくり出すということになりますので、これは理容業・美容業における資格としては不相当と考えております。

また、カット技術に特化した資格を設けた場合、理容所、美容所において自らの資格を超えた業務を行うということが生じかねませんが、こういったことを防ぐことは極めて困難であります。名札の着用などの措置については、1 についての問題でございますけれども、こういったことをやったとしてもカットの資格だけを持っている人が理容所・美容所の中でカットの行為だけやっているのかどうかというのを確認するのは困難でありまして、個々の行為を常時監視することはできませんけれども、資格範囲を超えた施術というのが横行することになりかねません。カットだけの資格を持っている人がひげそり、顔そりをやったりとかパーマをやったりとか、そんなような事態が生じかねませんので、衛生水準の確保が困難であります。

そうすると、理容業・美容業に携わる者の質の大幅な低下を招いたということになりまして、この理容師・美容師の資格自体の信頼性を損なうということがありますので、これは適切ではないと思います。

以上、申し上げたとおり、現行の制度の中で十分対応できている中で、法律改正を行ってこういうようなカットの専門資格というような新しい資格制度を創設するというのは、衛生水準の確保の点でも問題がありまして、必要性・緊急性には乏しいと考えております。

○八田議長代理 どうもありがとうございました。私どもが考えているのは、若い人が美容師さんになろうと思ったら、200 万円以上かけて2 年間学校に行かなければいけないという状況をなるべく軽減してあげたい。美容師学校を卒業してもすぐ一人前にはなかなかありません。あと店で修行してうまくなるということですから結構時間がかかるんです。そうすると、どうせならば衛生に関する試験とカットに関する授業を短時間受けた人が、カットを正式に美容院や理容院で修行することができて、その後で追加の試験を受けて美容師なり理容師なりの資格を取ったらどうかというのが我々の趣旨です。

働きながら資格を取ることはできないとおっしゃいますが、普通通信で美容師さん、理容師さんをやっている人たちは、大体働きながら取っています。だからそれは問題ないのではないかと思います。それについては局長、どうですか。せっかく局長にいらしていただいたのに、局長は座っておられるだけなどという公開討論は聞いたことがない。

○上田局長 おっしゃっていることの論点がよくわからない。

○松岡課長 まず私から簡単にお答えさせていただきます。

○八田議長代理 こんな公開討論などはない。

○松岡課長 まず私からお答えさせていただきますけれども、理容所・美容所で働きながら通信課程をやるというので、現行やっている方はいらっしゃいますけれども、それは無資格で補助的業務をやっている。これはお掃除をやったり、洗濯をやったりとかといったことであります。非常に業務の負担の程度というのは低いということでもありますので、その中で資格取得に多くの力を注げるということになります。カット技術に特化した資格というのは一定の業をやりながらやることになるので、それとはかなり負担の程度が違うということで、業務負担がかなり大きい中で時間的に

も制約されるということです。

そういった人が業務をやりながらやるということになると、別の理容・美容のところの資格範囲を超えたところをやるということが生じかねない。これのマイナス面というのはかなりはかり知れないものがあると思います。

○八田議長代理 先ほどおっしゃったのは、一旦カット師になったならば、次の資格が取れない、そういう時間がないとおっしゃるんだけれども、現実の美容師さんの修行過程というのは、掃除などに限定しているところもあるけれども、その場合も必ず夜は店が終わってからカットや何かの修行をさせています。だから、物すごく重労働です。それにもかかわらずみんな勉強して通信でやっているわけです。同様に、カット師になってから上級の試験を目指すことは可能でしょうと局長に申し上げているんです。

○岡部課長 でも、ただ先生がおっしゃっているのが、カット師にとどまらない。まずカット師になると、その後、例えば理容師になるとか美容師になる。でもそれであれば、最初から理容師さんとか美容師さんで自分のやりたい仕事の資格は取れる。

○八田議長代理 物すごくその過程は大きいんです。

○岡部課長 でも、それをやるということが一定の技術を学び、そういうサービスを提供するために必要なわけです。そういったことのために43万人の方が既に取っておられるわけですから。

○八田議長代理 今そういうカット師という資格がないからそうせざるを得ないんです。

○岡部課長 ですから、そういうことで、しかも過去の立法過程を申し上げますと、従来1年だった就業年限を2年に延ばして、より専門性の高い美容師・理容師にしようではないかということで議員立法で改正されてきた経緯があるわけですから、そこについてある部分だけパーツを取り出してきて、更に第3の資格をつくる。そうすると業務独占はどうなるのか。先ほどは先生方から我々は随分責められましたけれども、紛らわしいサービスはどうするのかといった議論はまた出てくると思います。

○八田議長代理 2年にしたがためにかえってカット師資格が必要になったという面はあると思うんです。要するに今、若い人が美容師さんになろうと思ったら、ある程度お金もなければいけないし、時間も2年間犠牲にしなければいけない。

○岡部課長 業務独占として、そのライセンスを取った方でないと認めない一定の権能を国家資格として付与するわけですから、その資格を例えばお医者さんになるために私立大学に行ったらいっぱいお金がかかるという議論はあるかもしれませんが、でも、それは医者になりたいということで、その仕事に誇りを持ってやろうとされるということだと思います。

理容師さんも美容師さんも、それぞれ目的があって自分は将来この職に就こう、こういう仕事をしたいんだといったことを思って自分で選んでこられるわけです。ですから、それは大学生でいっばい学費を払いながらやっておられる方はたくさんおられるではないですか。ですから、それというのは業務独占ということの裏腹として、やはり必要な技能をある特定のパーツだけやるということではなくて、きちんとした全体のサービスが提供できる知識と技能を身に付けていただいて、それに対して国家資格を与え、業務独占をするという立法趣旨があるわけなので、その点について十

分御理解をいただきたいと思います。

○八田議長代理 1つは時代が変わってきているということもあるんです。美容院に行く人で、男の人も女の人もカットだけという人は結構多いんです。その際に、今度は美容師さん、理容師さんの側になってみると、なってみただけでも、もう腰が痛くて辞めてしまうという人もいますし、物すごく才能があって、どんどん羽ばたいていって雑誌に載るといった人もいます。カットの資格を割と早く取れて、実践に入ることができさえすれば、才能のある人というのはさっさとわかるんです。今はそれが2年間やらされて、それもすぐ試験に受かるわけではないですから、いろいろと落っこってまたやってということをやっている間に、その間合法的なところだったらばお掃除しかできないという状況なわけです。

だから、これは若い人に機会を与えるためには、そういう新しい時代の需要にあった職種をつくるということが、だれも損することなく可能ではないかというわけです。

○岡部課長 正直申し上げますと、業務独占で既に理容師さん、美容師さんは何万単位でいらっしゃるわけです。それとカット師さんの業務独占をどう整理されるんですか。

○八田議長代理 恐らく多くの美容師さん、理容師さんがカット師さんを雇って役に立つだろうと思います。

○岡部課長 ですけども、理容師とカット師、美容師とカット師というのは、業務独占上はどう整理するんですか。

○八田議長代理 だから、美容院でも理容院でも働くことはできる。

○岡部課長 今、理容師というは一応業務独占として、理容師さんのできる権能が書いてあって、先ほどの話ですけども、無資格者の方はそれをやってはいけないことになっているんです。美容師さんはこういう法体系なり権能があって、それ以外の方がやってはいけないということになっているわけです。その代わり、きちんとした技能と知識を持って国家試験に受かった方にしか資格は出せません。そうすると、カット師さんというのは、既存の理容師さんとか美容師さんの業務独占の関係はどうなるんですか。

○八田議長代理 その部分については、要するに美容院で働くこともできるし、理容院で働くこともできる。

○岡部課長 そうすると、今までもう既に43万人、25万人の方でいろいろお金を払ったりされて卒業してしっかり頑張っておられた方々の業務を一方的に見直そうとすることですか。

○八田議長代理 業界の代弁をしようというのですか。

○岡部課長 そんなことはないです。

○八田議長代理 そうではなくて、やはり法律の目的は衛生でしょう。衛生を達成するためには、できるだけ多くの人に社会が必要としている仕事のチャンスを与えるべきではないですか。あなたが既存の業界の目的のためにそんな新しい人がいたら困りますと事実上、今、言ったわけではないですか。そんなことをやっていいものか。

○松岡課長 補足して申し上げますと、現状でも十分美容師も毎年3万人、理容師はちょっと最近減っていますけれども、3,000人新規で入ってきておられます。別段参入規制とかということも何

もしていませんし、若い方でこういう理容師・美容師をやりたいという方はたくさんいらっしゃるので、そういった形で夢を持ってこられています。非常に数が少なくでどうしようもない、困っているという状況にはありません。

○八田議長代理 需給調整が目的ではないでしょう。

○松岡課長 そういうことを言っているわけではなくて。

○八田議長代理 でも、今あなたは需給調整が目的だと言っているのではないですか。

○松岡課長 需給調整などは別に何もやっていません。

○八田議長代理 そんなことではなくて、衛生の目的のためにこういう法律があって、その最小限の規制はするけれども、そうでなかったらいろんなチャンスが与え得るではないかというのが元来の課長のおっしゃるべきことではないですか。

○松岡課長 だから、十分こういう理容業・美容業の資格について魅力を感じる方がたくさんいて、毎年たくさん入ってきているという分野であると考えていますので、ここでしっかり2年間かかりますけれども、養成してやっていくという仕組みで若い人にも支持をされていると考えています。

○八田議長代理 それは現状はそうだというだけです。私は美容師さんの友達を多く持っているのでいろいろ話を聞くけれども、みんながそういう制度だったらこの仕事に入ってくるのが楽だったと言います。こういうカット師のようなものがあれば、随分入りやすかったと言います。

美容師さんになるのにギリシャのファッション、ローマのファッション、ルネッサンスのファッションとマクスウェルの方程式を教えています。2年間も教えることがないものだから、余計なことまで教えている。そんなことをやるよりは、行政としては、法律の元来の目的に戻って、衛生に必要な十分な規制をするならば、あとはたくさんの人たちにできるだけ多く入ってもらうという政策をとるべきではないでしょうか。

先ほどから伺っていると、どうも既得権益を守りたいという話ばかり聞こえてくる。まるで政治家のようだ。

○松岡課長 既得権益というのはどういうことですか。

○八田議長代理 需給調整だとおっしゃった。要するに、全然足りないわけではないんだからいいのではないかと言った。

○松岡課長 すみません。私は需給調整という言葉は一言も言っていません。

○八田議長代理 でも、足りないわけではないとおっしゃった。

○松岡課長 足りないわけではないとは、毎年そういうことで新しく希望される方がたくさん入ってきているという業界ですということです。

○八田議長代理 もっと入れましょうという話です。

○松岡課長 もっと入れましょうというときに、今、言われているカット師の問題は、ここに掲げたようにいろいろ多々問題がある。衛生水準の確保であるとかといった点でいろいろ問題があるということで申し上げたとおりで、業務に対する信頼性を損なうということになるので、これは非常に問題があるということで申し上げている。失われるものが非常に大きいということです。

○八田議長代理 事務局から、何か追加することはありますか。

○事務局 結構です。

○八田議長代理 ないですか。それでは、一番最初の論点に戻って、私どものタスクフォースの目的は、若い人を中心になるべく世の中に出ていくチャンスを与えよう。いろんな職業のチャンスを与えようというものです。私どもが直接、美容師さんや理容師さんの若い人たちと話して、こういうふうになっていけばいいという話に基づいて提案をつくってきました。

実は、現実の美容院、理容院にとっても、そういう人たちが入ってくるということは随分役に立つことだろうと思います。美容院、理容院を両方ともできるというのは、特に地方にとっては福音だろうと思います。

そういうことだったんですが、ここでは必ずしもそれに賛成していただけなかった。その理由について、お互いに納得できないところがあるんですが、特に別々な法律に基づいた資格が同じ場所で行われているということについては、現実にそういう法律がありますのでそのことを御検討いただきたいと思います。

今日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。